

学校経営のポイント

“小学校英語(外国語活動)”は順調か

若井 彌一

本年4月から数えて、8ヵ月めに入っている。定期的に、各学校での教育活動も広まりと深まりの手応えを感じられる段階に入っているころかと思われる。「教育を受ける者が(中略)自ら進んで学習に取り組む意欲を高めること」(教育基本法第6条第2項)についての取組みは、確かな実感を得られるまでになってきているであろうか。

今回は、上記のテーマで考えてみたい。

学習意欲の高まりを確認できているか

平成18年の法改正により、教育基本法第6条第2項の後段「この場合において」以下では、上記の「」部分を重視して行われなければならないとする教育活動の基本的姿勢(方針といってもよい)が明示された。

教育基本法で、わざわざこのようなことを明記しなくてもよいのではないかと思われる教育関係者も少なくないであろうが、教育活動の実践上の基本的課題として確実に行われているであろうか。

本年度から本実施されている小学校英語(正確には、「外国語活動」)については、その目標が「外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことであるとされている。

小学校段階の子ども(児童)の発達段階(程度)を想定したうえでの目標設定であることはもちろんであるが、やはり、「言うは易し、行うは難し」(Easier said than done. あるいは直訳的表現としては、To say is easy, to do is difficult.)である。

各学校においては、多くの場合、移行期の試行をふまえてのこととはいえ、あれこれ苦勞の多い取組みが続いていることであろう。あせらずに、「これでいいのだ!」と Slow step を楽しむつもりで取り組んでいきたい。

なによりも、子どもたちが、楽しさ(充実感)を感じながら学習に取り組んでいるかどうか、継続的に観察・確認することを怠らないようにしたいものである。

負の作用「英語嫌い!」に十分な配慮を

少数とはいえども、小学校英語を導入することについては「反対」の立場を表明している(きた)研究者もいることが知られている。

なるほど、取組みに失敗すれば、小学校段階から「英語嫌い」の子どもを育ててしまうことになりかねない。詳細な検証や実証はさておき、留意が必要なのは、英語学習についての子ども間での相対的優劣感情をあおったり、つのらせるような指導にならないように言動に気配りすることである。

子どもたちは、小学生であれ中学・高校生であれ、「僕は、国語は苦手だ」とは言うものの、「日本語は嫌いだ」とは言わない。しかし、自然に身につけた母国語とは違い、外国語の場合は、子どもたちがその気にならなければ上達はほとんど望めない。

未知なる事物・分野等は、普通であれば興味の対象となりやすいが、それを妨げる作用が強ければ、意識的に人は興味・関心を遮断してしまう。この点に留意して、英語に「慣れ、親しませる」ことに意を用いた、多様な工夫のある取組みの充実を期したい。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

●11月28日発売! 東日本大震災後の学校防災と学校の危機管理諸問題への対応!

《管理職演習》学校防災・危機管理の最新法律問題

菱村 幸彦(国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 200頁 / 定価 2310円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)